

## 令和5年度(2023年度)海外留学支援奨学生募集要項

### 1 応募書類の受付期間 令和5年6月26日(月)~7月7日(金) (必着)

(注) 応募書類の作成、提出の前に、必ずホームページで必要事項をよく確認してください。

ホームページURL: <https://www.iizuka-takeshi-ikuei.or.jp/scholarship/abroad.html>

### 2 応募資格

次の(1)~(4)の条件をすべて満たしていることが必要です。

(1) 栃木県内の高等学校を卒業した人で原則として大学の3学年次以上又は大学院に在籍し、将来良識ある社会人・国際人としての活躍が期待できる30歳未満の人。

ただし、大学を卒業又は大学院を修了した人にとっては、大学を卒業又は大学院を修了して原則として1年以内に留学する場合を含むものとする。

\*コロナによる渡航延期によって、大学卒業後1年を超えての留学の場合は、本会にて個別事情を考慮し要件の充足を判断するため、事務局にお問い合わせください。

(2) 令和5年(2023年)9月以降から9か月以上、研究を目的として外国の大学に在籍することが決定若しくは内定又は予定している人。(具体例は10を参照)

(3) 外国留学のため経済的援助が必要と認められる人。

(4) 大学又は大学院での成績が優秀※で、在籍する大学の学長又は学部長が推薦する人。

(注) 上記(1)及び(4)の在籍する大学又は大学院は、学校教育法に定められた日本の大学又は大学院に限ります。 **※学部生の場合、入学からの通算GPAが、3.0以上であること。**

### 3 海外留学支援奨学生の義務

(1) 海外留学支援奨学生は、採用決定後遅滞なく当会が指定する「誓約書」を理事長に提出していただきます。

(2) 海外留学支援奨学生は、**令和5年(2023年)8月9日(水)**に当会にて挙行する海外留学支援奨学生奨学証書授与式に原則として必ず参加していただきます。

(3) 海外留学支援奨学生は、留学先の大学における所属、現住所、連絡先等に変更があったとき及び生活、学習、研究等において著しい変化があったときには、遅滞なくその旨を当会に届けていただきます。

(4) 海外留学支援奨学生は、留学終了後2か月以内に理事長に留学先の大学が発行する留学の修了を証明する書類の郵送による提出と留学報告書を奨学生ポータルサイトから提出していただきます。

(注) この制度は海外留学を主として経済面で支援することが目的であり、留学先の選定及び決定、渡航、留学期間中の生活、学業等はすべて海外留学支援奨学生本人の責任において行っていただきます。

#### 4 奨学金

- |            |                       |    |             |
|------------|-----------------------|----|-------------|
| (1) 給付額    | 大学在学者                 | 年額 | 600,000 円   |
|            | 大学院修士課程又は博士課程1・2年次在学者 | 年額 | 800,000 円   |
|            | 大学院博士課程3年次以上在学者       | 年額 | 1,000,000 円 |
| (2) 給付期間   | 1年(審査により通算して2年まで可)    |    |             |
| (3) 奨学金の返還 | 原則として返還不要             |    |             |

#### (注)

他の奨学金(本会の大学奨学金を含む)を重複して受けても本会としては差し支えありません。現役大学奨学生の方も積極的に応募してください。

奨学金は、必要書類を確認の上、原則として令和5年(2023年)8月末までに年額を一括給付します。ただし、出国日(留学開始日)が令和6年(2024年)1月以降の場合は、その限りではありません。

2年まで延長を希望する場合は、必要書類を提出していただき、改めて審査します。

#### 5 採用人数 15名

#### 6 応募書類(各1通)

- (1) 海外留学支援奨学生願書(所定様式)
- (2) 留学計画書(留学先での研究の目的、具体的計画をA4判横書き、2枚程度にまとめたもの)
- (3) 学長又は学部長の推薦書(所定様式)
- (4) 直近の学業成績証明書(点数又は評価及びその説明のあるもの)
- (5) 交換留学及び派遣留学の場合は、在籍する大学の学長、学部長又は文部科学省が発行する留学を証明する書類
- (6) 留学先の大学等が発行する留学受け入れを証明する書類(写し可。和訳を添付すること。)
- (7) 栃木県内の高等学校又は特別支援学校高等部の卒業証明書

(注)所定様式は、当会ホームページからダウンロードし、印刷したもの(A4判)を使用してください。

#### 7 応募書類の提出先

応募者が直接下記宛てに書留便で送付してください。

【提出先】

〒320-8644

栃木県宇都宮市鶴田町 1758 番地 株式会社 TKC 内  
公益財団法人 飯塚教育英会事務局

## 8 奨学生の選考方法

(1) 第一次選考(書類)及び第二次選考(面接)により行う。

**第二次選考(面接)の予定日 令和5年(2023年)7月27日(木)**

(2) 第一次選考(書類)の結果は本人に、第二次選考の結果は大学及び本人に、それぞれ郵送により通知します。

## 9 連絡先

〒320-8644 栃木県宇都宮市鶴田町 1758 番地 株式会社TKC内

公益財団法人飯塚毅育英会事務局

事務局長 永井伸一

電話番号 028-649-2121、FAX 番号 028-648-0700

Eメール・アドレス [itsf@tkc.co.jp](mailto:itsf@tkc.co.jp)

## 10 「留学時期」及び「留学期間」の例

(1) 応募条件を満たすケース

留学期間(2023年9月～2024年6月)、全期間が研究目的

留学期間(2024年2月～2024年10月)、全期間が研究目的

留学期間(2023年9月～2024年9月)のうち、2023年9月～12月が語学研修目的  
2024年1月～9月が研究目的

留学期間(2024年1月～2024年12月)、全期間が研究目的

(2) 応募条件を満たさないケース

留学期間(2023年9月～2024年4月)

全期間が研究目的であっても留学期間が9か月に満たないため不可

留学期間(2023年9月～2024年8月)のうち、2023年9月～12月が語学研修目的  
2024年1月～8月が研究目的

留学期間は9か月以上であっても、研究目的の期間が9か月未満のため不可

## 11 コロナ対応措置

当育英会では新型コロナウイルスに関連して発生した留学時期の延期や募集期間経過後の応募などの例外的事案の取り扱いについて柔軟に対応できるように、令和2年11月13日から選考基準を改定しました。

例外的事案に該当すると思われる場合は、ぜひ事務局までお問合せください。

以上